

会員通知 第119号
平成22年12月20日

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所
理事長 伊藤 義郎

本所が承認する株式事務代行機関の証券代行業の他社への承継に伴う「株券上場審査基準の取扱い」の一部改正について

本所は、別紙のとおり「株券上場審査基準の取扱い」の一部改正を行い、平成23年1月1日から施行しますので、御通知いたします。

今回の改正は、本所が承認する株式事務代行機関のうち、株式会社だいこう証券ビジネスが証券代行業を会社分割により他社へ承継されますことから、本所は株券上場審査基準の取扱いについて所要の改正を行うものです。

以上

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第4条（上場審査基準）第1項関係 (1)～(9) (略) (10) 株式事務代行機関の設置 a (略) b 第10号に規定する株式事務代行機関として本所が承認するものは、次のとおりである。 (a) (略) (b) <u>日本証券代行株式会社及び東京証券代行株式会社</u> (11) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成23年1月1日から施行する。</p>	<p>2. 第4条（上場審査基準）第1項関係 (1)～(9) (略) (10) 株式事務代行機関の設置 a (略) b 第10号に規定する株式事務代行機関として本所が承認するものは、次のとおりである。 (a) (略) (b) <u>日本証券代行(株)、株だいこう証券ビジネス及び東京証券代行(株)</u> (11) (略)</p>